

## ④ 構造物とりこわし工

### 1. 適用範囲

#### 1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。
- (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。
- (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。

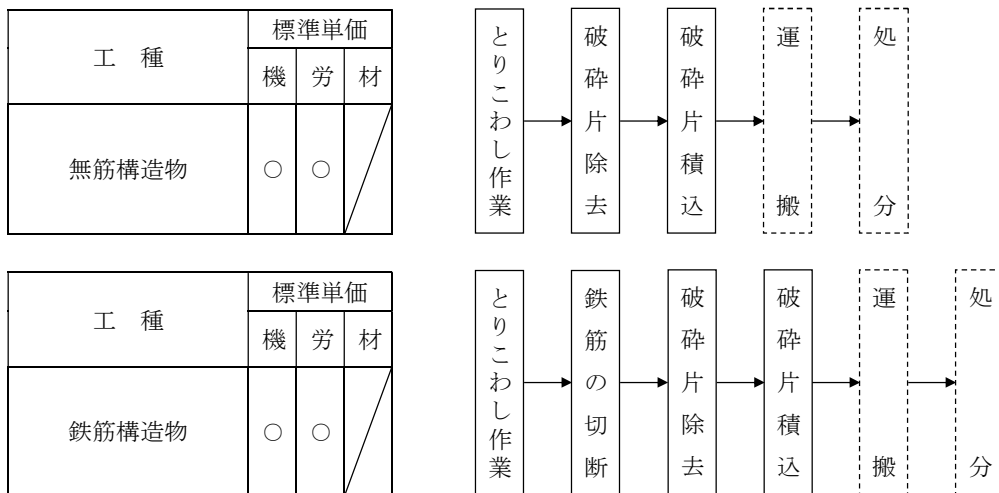
#### 1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
  - 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。
  - 2) 「橋梁地覆補修工」に伴う「とりこわし工」。
  - 3) 「構造物とりこわし工」に伴う「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
  - 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。
  - 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。
  - 3) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
  - 4) その他、規格・仕様が適合しない場合。

### 2. 標準単価の設定

#### 2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) チゼルの損耗費等を含む。

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定

構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日当たり 標準施工量
無 筋 構 造 物	機 械 施 工	m <sup>3</sup>		19 m <sup>3</sup> /日
	人 力 施 工	m <sup>3</sup>	重機の使用できない狭い場所, 部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m <sup>3</sup> /日
鉄 筋 構 造 物	機 械 施 工	m <sup>3</sup>		11 m <sup>3</sup> /日
	人 力 施 工	m <sup>3</sup>	重機の使用できない狭い場所, 部分的な壊しが必要な場合。	4 m <sup>3</sup> /日

(注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。

2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、掘削等）作業費用は含まない。

3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。

4. PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。

5. 人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込方法は、人力積込とする。

2-3 補正係数

構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
補 正 係 数  低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K <sub>1</sub>	対象 数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分	記 号	無筋構造物		鉄筋構造物		
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	
補正係数	低騒音・低振動対策	K <sub>1</sub>	1.30	—	1.14	—

(注) 補正係数「低騒音・低振動対策 (K<sub>1</sub>)」は、低騒音・低振動対策としてコンクリート圧砕機を使用する工事を対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量

（注1） 設計単価＝土木工事標準単価×K<sub>1</sub>

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- 1) コンクリート殻は、径 30 cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径 30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。
- (2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (3) PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
- (4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。

4. 内 訳 表

(1) 構造物とりこわし・運搬・処分（複合）1式当り内訳表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
構造物とりこわし		m <sup>3</sup>		土木工事標準単価
殻 運 搬		〃		
処 分 費		〃		